

# 主要検討項目について（その１）

## 主要検討項目

### 1．共通事項

（１）各組織へのヒト・モノ・カネの切り分け方

### 2．窓口ネットワーク会社

（１）窓口ネットワーク会社の事業展開のあり方

（２）窓口の具体的な設置基準のあり方

平成 16 年 10 月 18 日  
内閣官房郵政民営化準備室

# 目次

	頁
「1. <u>共通事項</u> 」について	
各会社の人員、施設等の切り分けをどうするか .....	1
各会社の法的位置付けをどうするか .....	8
「2. <u>窓口ネットワーク会社</u> 」について	
試行期間をどうするか .....	14
民間金融商品等の段階的な拡大をどうするか	
各事業会社との受委託関係（受託料の決定方法等）をどうするか .....	25
具体的な設置基準のあり方等はどうか .....	30

各会社の人員、施設等の切り分けをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4．移行期・準備期のあり方                      (1) 移行期のあり方                      (イ) 移行期における組織形態                      ・国は、日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。</p>	<p>対顧客業務を分社化して、窓口会社に担わせることとした基本方針を踏まえ、集配業務を除く対顧客業務に係る人員や資産は原則全て窓口会社に帰属させるべき</p>	<p>消費者ニーズの把握等のため、分社化時より、郵便専門・法人営業機能、バックオフィス機能などのために必要な人員や資産は、それぞれ郵便・貯金・保険各会社に帰属させるべき</p>	
<p>2．最終的な民営化時点における組織形態の枠組み                      (1) 機能ごとに株式会社を設立                      ・4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。</p>	<p>〔基本方針抜粋〕                      窓口事業の範囲は、原則として郵便局における郵便集配業務を除く郵便、郵便貯金、郵便保険に係る対顧客業務及び・・・の業務とする。</p>		
<p>4．移行期・準備期のあり方                      (2) 準備期のあり方                      (イ) 円滑な分社化を図る観点から現在の勘定区分を見直し、郵便事業の超過債務</p>	<p><u>人員の切り分けに関する基本的考え方</u>                      上記基本方針を踏まえ、分社化の時点では、基本的に、郵便の集配業務を除く対顧客業務に係る郵便局員は窓口会社に帰属。</p> <p>普通局：原則として、3事業の窓口業務の要員及び貯金・保険の外務員は窓口会社に、郵便の集配要員（郵便外務職員）は郵便会社に帰属。                      集配特定局：普通局と同様。ただし、郵便の集配要員（郵便外務職員）と貯金・保険の外務員の切り分けが困難な場</p>		

を解消した上で、4機能別の勘定区分を行う。また、各機能が市場で自立するのに必要な自己資本の充実策については、詳細な制度設計を踏まえて検討する。

(キ) 関連施設等

・郵便貯金関連施設事業、簡易保険加入者福祉施設事業に係る施設、その他の関連施設については、分社化後のあり方を検討する。

合は、全要員を窓口会社に帰属させることも検討。

無集配局：全局員を窓口会社に帰属。

【論点】

- ・郵便内務職員の帰属（窓口会社 or 郵便会社）
- ・貯金・保険内外務職員の帰属：例外的に貯金・保険会社に一部帰属させるか。（例えば、法人向け営業、バックオフィス機能）
- ・総務課等共通職員の帰属

資産・施設の切り分けに関する基本的考え方

人員の切り分けをベースに B/S も考慮して各会社に帰属。

【論点】

- ・普通局の帰属（区分所有 or 原則全て窓口会社）
- ・主な関連施設の帰属：本社・支社、職員訓練所、逓信病院、メルパルク（郵便貯金会館等）、かんぽの宿等については、持株会社 or 各事業会社（その子会社を含む。）

共通施設の帰属に関する基本的考え方（支社、職員訓練所、逓信病院等）

〔考え方1〕

グループ全体で活用する観点から、持株会社に帰属すべきではないか。

〔考え方2〕

各事業会社の自主性を高めるために、出来るだけ事業会社に分けて帰属させるべきではないか。

メルパルクやかんぽの宿については、民営化時点までに出来るだけ整理合理化する方向で検討するべきではないか。（少なくとも不採算施設については整理合理化するべきではないか。）

留意事項

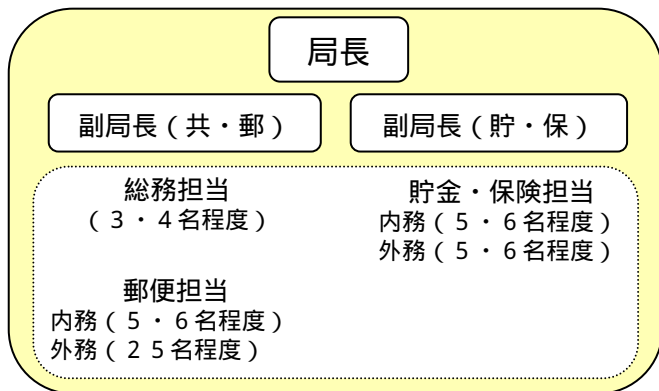
- ・ 上記の基本的分社化案を踏まえ、経営を担っている郵政公社が具体的検討をまず進めるべきでは。
- ・ 経営的に十分成り立つ分社化案とするため、いくつかのパターンについて将来シミュレーションを行うべきでは。
- ・ 上記シミュレーションを踏まえ郵便事業の超過債務の解消、自己資本の充実策について検討すべきでは。
- ・ 分社化に伴うコストを最小化すべきでは。

# 普通郵便局の規模別組織構成

## 未分課の普通郵便局

(概ね50人未満の局。約280局)

例

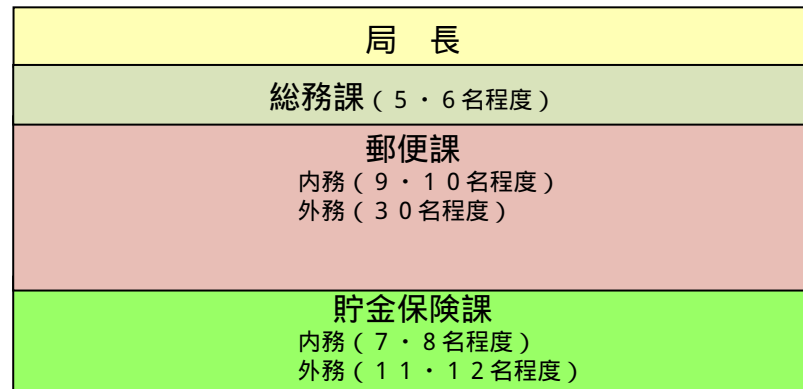


## 郵集未分課の普通郵便局

(70人程度までの普通局。約380局)

例

40人～50人局でも分課局あり(約110局)



## 郵集分課の普通郵便局

(150人程度までの局。約350局)

例



## 貯保分課の普通郵便局

(150人程度を超える局。約300局)

例



# 郵便局の職員数

## 普通郵便局

(1,310局：平成16年3月31日現在)

### 事業別に職員を配置している普通郵便局

計 13.1万人

総務関係職員

内務： 1.1万人

郵便関係職員

内務： 3.1万人

外務： 5.1万人

貯金関係職員

内務： 0.9万人

外務： 0.6万人

保険関係職員

内務： 0.6万人

外務： 1.7万人

### 全事業トータルで職員を配置している普通郵便局(約280局)

集配局職員

内務： 0.4万人

外務： 0.5万人

無集配局職員

内務： 0.1万人

計 0.9万人

## 特定郵便局

(18,935局：平成16年3月31日現在)

### 全事業トータルで職員を配置

計 11.1万人

集配局職員

内務： 2.3万人

外務： 2.7万人

無集配局職員

内務： 6.1万人

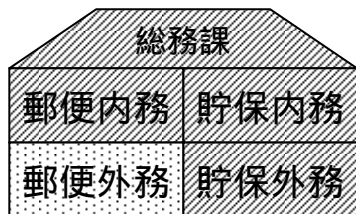
12.0万人

(注)「職員数」は、平成16年度の常勤職員の計画人員数。計数は、四捨五入。

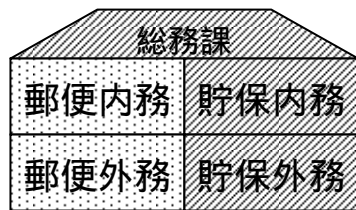
# 職員の帰属パターン(例)

[基本方針(抜粋)] 窓口業務の範囲は、原則として郵便局における郵便集配業務を除く郵便、郵便貯金、郵便保険に係る対顧客業務及び…の業務とする。

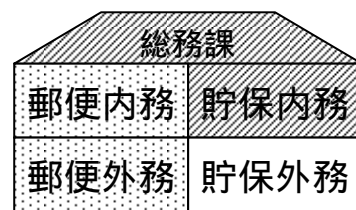
パターン1



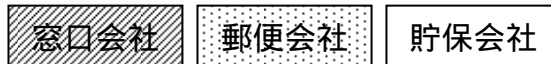
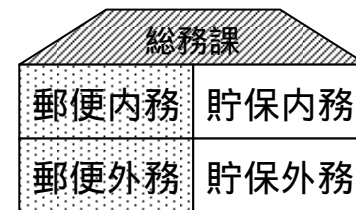
パターン2



パターン3



パターン4





## 主な関連施設

		職員数	資産
1	メルパルク等（郵便貯金周知宣伝施設）	23 箇所	1,865 億円
2	かんぽの宿等（簡易保険加入者福祉施設）	97 箇所	2,647 億円
3	病院等		
	逡信病院	14 箇所	532 億円
	健康管理センター等	52 箇所	0.2 千人
4	職員訓練所	11 箇所	451 億円

注1) 職員数は、平成16年度の常勤職員の計画人員数。計数は、四捨五入。

注2) 資産は、平成16年3月31日現在の貸借対照表計上額。

土地は、平成15年4月1日現在（公社成立時）に、相続税評価額（路線価）（相続税評価額のないものは鑑定評価額）により評価計上（実際の取引価格とは異なる場合がある）。建物及び土地は、減価償却計算後の正味資産価額等により計上。  
逡信病院の資産には、郵政健康管理センター（職員の健康管理を行う附属施設）を一部含む。

## 各会社の法的位置付けをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み</p> <p>(1) <u>機能ごとに株式会社を設立</u></p> <p>・4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。</p> <p>(3) <u>持株会社の設立</u></p> <p>・経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。</p>	<p>持株会社は、政府に株式保有義務がある会社であるので、特殊会社とすることとしてはどうか。</p> <p>郵便事業会社は、ユニバーサルサービス提供義務を負う会社である。</p> <p>また、窓口ネットワーク会社は、郵便の窓口業務を義務付けられるとともに、窓口の配置について法的に努力義務が規定され、設置基準を定めることとされている会社である。さらに、窓口ネットワーク会社が地方公共団体の特定事務を引続き受託できるようにするためには、窓口ネットワーク会社に公的位置づけが与えられる必要がある。</p> <p>さらに、それぞれの会社は、政府が1 / 3超の株式保有義務を有する持株会社が、その株式を100%保有する会社である。</p> <p>以上のような各会社の性格を踏まえた上で、各会社の法的位置づけについて法制的な検討が必要。</p>		
	<p>郵便事業会社、窓口ネットワーク会社の法的位置づけは、商法上の株式会社とするか。</p>	<p>郵便事業会社、窓口ネットワーク会社の法的位置づけは、特殊会社(個別設置法+商法)とするか。</p>	

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) <u>移行期のあり方</u></p> <p>(ア) 移行期における組織形態</p> <p>・国は、日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。設立時期は2007年4月とする。情報システムの観点からそれが可能かどうかについては、専門家による検討の場を郵政民営化準備室に設置し、年内に結論を得る。窓口ネットワーク会社及び郵便事業会社の株式については、持株会社が全額保有するが、郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。また、国は、移行期間中に持株会社の株式の売却を開始するが、発行済み株式総数の3分の1を超える</p>	<p>移行期間中の郵便貯金会社、郵便保険会社の法的位置づけは、商法上の株式会社とするか。</p> <p>(移行期間中に株式を売却してスムーズに最終的な「民有・民営」を実現するため、商法上の株式会社として設立するとの考え方。)</p>	<p>移行期間中の郵便貯金会社、郵便保険会社の法的位置づけは、特殊会社(個別設置法+商法)とするか。</p> <p>(国が強制的に設立し、移行期間は様々な規制を課する会社であり、国策としての郵政民営化を円滑に行う観点から、特殊会社として設立するとの考え方。</p> <p>なお、特殊会社とした場合でも、郵便貯金会社、郵便保険会社は、銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社として、銀行法・保険業法等を適用。</p> <p>また、特殊会社とした場合、「民有民営」実現</p>	

株式は保有する。		時に特殊会社の根拠法を廃止する法律を別途出す必要があるか否か要検討。)	
----------	--	-------------------------------------	--

(参考資料)

## 特殊会社とは

「法律により設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法第4条第15号)」のことをいい、この場合、「特別の設立行為」とは、政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為をいう。  
(総務省行政管理局「特殊法人総覧」)

## 「特殊法人等の組織見直しの類型別ガイドライン」(抄)

(平成13年12月19日 内閣官房行政改革推進事務局作成)

### 3. 民営化

- (1) 事業の採算性が高く、かつ、国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の事業の実施が可能な法人は、原則として民営化する。
- (2) 「民営化」とは、次の3概念の総称である。
  - a 特殊法人等を、特別の法律に基づいて政府が任命した設立委員により設立された商法上の株式会社である「特殊会社」に改組すること。
  - b 国又はこれに準ずるものの出資を廃止して政府の関与を最小限のものとした「民間法人」に改組すること。
  - c 特別の法律に基づかない一般の株式会社へと「完全民営化」すること。

(3) 「特殊会社」の組織及び運営の基本は、次のとおりとする。

イ 組織

- ・法人格は、商法上の株式会社とする。
- ・必要に応じ、国等の株式保有義務について法定する。また、必要な条件整備等を行い、逐次株式の公開を行う。
- ・会社の取締役は、株主総会において選任される（ただし、主務大臣の認可等を要することとすることは妨げない。）
- ・会社の常勤役員について、法人の業務内容等に応じ、内部登用を含め民間人の積極的な起用に努める。  
特に、監査委員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

ロ 運営

- ・会社の目的及び事業は、特別の法律の定めるところによる。
- ・会社の運営は、基本的に商法に従う。
- ・主務大臣は、会社の事業の適正な実施を確保するため必要がある場合には、特別の法律に基づき、新株発行、社債募集、長期借入の認可、代表取締役等の選解任の認可、定款変更等の認可、事業計画の認可等必要な監督を行うことができる。
- ・国等は、会社に対し出資を行う。
- ・国は、会社の事業の政策的意義等を考慮して、必要に応じ、貸付金又は補助金等（運営費に対する補助金及び収支差補給金を除く。）による財政的な支援を行うことができる。
- ・特殊会社に対する政府保証については、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性・公益性の高い業務を行い、かつ、業務の執行・財務会計等についての国の監督が十分に行き届いている場合に、個別法において法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号。以下「財政援助制限法」という。）第3条の特例規定が置かれていること及び毎年度予算の一般会計予算総則において保証限度額について国会の議決を得ることを前提に、個別に厳格な審査を経た上で判断する。
- ・国の財政的な支援等（過去に行われたものを含む。）に応じ、剰余金等の国庫納付規定を整備する。
- ・必要に応じ行為規制を課す等により、特殊会社の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。

## 現存する特殊会社一覧

	NTT		JT	JR(本州3社を除く)	関西国際空港	成田国際空港	東京地下鉄	日本環境安全事業	高速道路
	持株会社	地域会社							
設立日	昭和60年4月1日	平成11年7月1日	昭和60年4月1日	昭62年4月1日	昭和59年10月1日	平成16年4月1日	平成16年4月1日	平成16年4月1日	(未設立)
目的	地域会社の株式の総数を保有し、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること	地域電気通信事業を営むこと	製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営むこと	旅客鉄道事業を営むこと	関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと	成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと	主として地下において、鉄道事業を営むこと	廃棄物の処理に係る事業等を営むこと	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと
事業範囲	地域会社の株式の保有 助言、あつせんその他の援助 電気通信技術の研究。 附帯業務 目的達成業務(主務大臣認可)	地域電気通信業務 附帯業務 目的達成業務(主務大臣認可) 資源活用業務(主務大臣認可)	製造たばこの製造、販売及び輸入 附帯事業 目的達成事業(主務大臣認可)	旅客鉄道事業又は貨物鉄道事業 附帯事業 自動車運送事業その他の事業(主務大臣認可)	関西国際空港の設置及び管理等 附帯事業 目的達成事業(主務大臣認可)	成田国際空港の設置及び管理等 附帯事業 目的達成事業(主務大臣認可)	地下における鉄道事業 附帯事業 その他の事業	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業等 附帯事業 その他の事業(主務大臣認可)	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理 等 附帯事業 その他の事業(事前届出制)
国の株式保有規定	1/3以上	持株会社が100%保有	1/3超(現行)、2/3以上(設立時、当分の間)、1/2以上(設立時、本則)	なし	1/2以上	なし	なし	1/2超	1/3以上

## 試行期間をどうするか

### 民間金融商品等の段階的な拡大をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4. 移行期、準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(イ) 経営の自由度</p> <p>・窓口ネットワーク事業においては、<u>試行期間を設けつつ</u>、民間金融商品等の<u>取り扱いを段階的に拡大し</u>、「ファミリーバンク」、「ワンストップ・コンビニエンス・オフィス」として地域密着型のサービスを提供する。</p>	<p>多様な新規サービスに経営判断で機動的に進出できるようにすることが重要。</p> <p>試行期間を設けるかどうか及びその期間、また新規サービスの種類をどのように拡大していくか等については、経営判断に委ねるべき。新規業務開始に際しては、行政の過大な関与を防止するため、他の業務に支障のないものについては自由とすべき（例えば原則届出制）。経営判断に任せる場合でも、金融関係の一般法の規制(代理店・募集人規制、持株会社規制等)に服することに留意。</p> <p>移行期間中の試行期間や新</p>	<p>多様な新規サービスに経営判断で機動的に進出できるようにすることを基本とすべき。</p> <p>しかし、少なくとも移行期間中は、窓口会社は特例法により業務範囲の制限が課される郵便貯金会社・郵便保険会社の兄弟会社となることに留意すべき。</p> <p>このため、郵貯・郵便保険サービスの段階的拡大に合わせて主務大臣の認可等により民間金融商品の取り扱いも段階的に拡大することとすべき。</p> <p>具体的には、例えば左記の届出に加え、移行期における新規業務の拡大については認可事項とし、認可に</p>	



	<p>規サービスの拡大について完全に経営判断に任せてよいか。監視機関によるモニタリングや是正措置等が必要ではないか。</p>	<p>際しては監視組織の意見を聴くこととする。</p> <p>また、試行期間については、認可の際に実施期間の条件を付することができるようにすることで対応。</p> <p>窓口ネットワーク会社は金融窓口業務を受託する会社であり、郵便貯金会社・郵便保険会社のような金融機関ではない。</p> <p>したがって、たとえ兄弟会社であっても他の民間金融商品の取り扱いを郵貯・郵便保険のサービス拡大にあわせて制限する必然性はない。</p> <p>収益力確保の観点からも経営判断に委ねることを基本とすべきではないか。</p>	
	<p>(なお、A 案 B 案とは別に、移行期の実際の業務運営に当たって、金融機関からの受託業務を郵便貯金会社又は郵便保険会社を経由して受託すべきか、窓口ネットワーク会社が直接受託すべきかとの論点がある。)</p>		

(注) A 案に類似した制度をとっている例としては、JR や高速道路会社がある (別紙)

## 日本郵政公社の業務

### ( 公社の目的達成のため行うこととされている業務 )

郵便業務 ( 手紙・葉書・小包の取扱など )

貯金業務 ( 郵便貯金、郵便為替、郵便振替など )

簡易保険業務 ( 終身保険、定期保険など )

印紙売りさばき

国庫金の支払 ( 恩給など )

### ( 公社の目的達成のため行うことができるとされている業務 )

「メルパルク」「かんぼの宿」などの施設の設置・運営

お年玉付年賀葉書などの発行

ボランティア貯金などの取扱

国債販売など

国庫金の取扱 ( 国民年金保険料の収納など )

地方公共団体の特定事務 ( 住民票の写しの交付事務など )

共済年金の支払

小口教育ローンの申し込み受付、貸付金交付

国民年金第1号被保険者が加入員となることの申出の受理

確定拠出年金 ( 個人型年金 ) の運営管理業務・加入申出受理など

両替・旅行小切手の販売

宝くじの販売

バイク自賠責保険の販売

銀行などとのATM・CD提携

### ( その他業務 )

郵便局内の公衆電話の維持・管理

放送受信契約の取次、放送受信料の集金など

**旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年十二月四日法律第八十八号)**

(会社の目的及び事業)

**第一条** 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

2 日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)は、貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

3 旅客会社及び貨物会社(以下「会社」という。)は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合において、国土交通大臣は、会社が当該事業を営むことにより第一項又は前項の事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

**高速道路株式会社法(平成十六年六月九日法律第九十九号)**

(事業の範囲)

**第五条** 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)に基づき行う高速道路の新設又は改築

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)から借り受けた道路資産(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)第二条第二項に規定する道路資産をいう。)に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)

三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

六 前各号の事業に附帯する事業

2~4 省略

5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業)に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

# 日本郵政公社の受託業務

(平成15年度)

	業務内容	委託者等	取扱実績	収入	取扱箇所	根拠(日本郵政公社法)
国	・収入印紙の売りさばき	財務省	9,024.1 億円	271.0 億円	郵便局・簡易郵便局・郵便切手類販売所 等	第19条第1項第6号
	・自動車重量税印紙の売りさばき	財務省	11,880.6 億円	356.4 億円	郵便局(一部)・簡易郵便局(一部)・郵便切手類販売所(一部) 等	第19条第1項第6号
	・雇用保険印紙の売りさばき	厚生労働省	7.2 億円	0.4 億円	郵便局(一部)	第19条第1項第6号
	・健康保険印紙の売りさばき	厚生労働省	48.9 億円	2.4 億円	郵便局(一部)	第19条第1項第6号
	・特許印紙の売りさばき	経済産業省	1,062.0 億円	31.9 億円	集配郵便局・無集配郵便局(一部)・簡易郵便局(一部)・郵便切手類販売所(一部) 等	第19条第1項第6号
	・登記印紙の売りさばき	法務省	978.4 億円	29.4 億円	集配郵便局・無集配郵便局(一部)・簡易郵便局(一部)・郵便切手類販売所(一部) 等	第19条第1項第6号
	・国庫金の支払(恩給等)	総務省、厚生労働省	56,321 千件 84,281.1 億円	6.3 億円	郵便局・簡易郵便局(一部の事務を一部の簡易郵便局で実施)	第19条第1項第7号
	・国債販売 ・元利金の支払	財務省、日本銀行	664 千件 17,586 億円 1,993 千件 1,072.3 億円	46.9 億円 19.8 億円	郵便局	第19条第2項第3号
	・国庫金の取扱い(国民年金保険料の収納等)	日本銀行	(受払) 42,686 千件 27,898.5 億円	16.8 億円	郵便局・簡易郵便局(一部の事務を一部の簡易郵便局で実施)	第19条第2項第9号
地方公共団体	・証明書交付事務(住民票の写し等)	地方公共団体	88 市町村 315 郵便局 (H16.3末現在)	0.6 億円	地方公共団体指定郵便局	第19条第2項第16号
	・その他受託事務(バス回数券等の販売、バス利用券の交付等)	地方公共団体	183 市町村 1,347 郵便局 (H16.3末現在)		地方公共団体指定郵便局	第19条第2項第16号

	業務内容	委託者等	取扱実績	収入	取扱箇所	根拠(日本郵政公社法)
特殊法人	・ 共済年金等の支払	国家公務員共済組合 連合会	2,093 千件 6,674.1 億円	0.6 億円	郵便局	第 19 条第 2 項第 10 号
	・ 小口教育ローンの申込受付、貸 付金交付	国民生活金融公庫・ 沖縄振興開発金融公 庫	0.4 千件 4.8 億円	0.001 億円	郵便局	第 19 条第 2 項第 12 号 第 19 条第 2 項第 13 号
	・ 確定拠出年金(個人型年金)の 運営管理業務・加入者申出受理等	国民年金基金連合会	(加入者数及び運 用指図者の合計) 1,245 人	0.4 億円	郵便局(796 局)	第 19 条第 2 項第 7 号 第 19 条第 2 項第 15 号
	・ 公衆電話の維持・管理	東西 N T T	1,920 台	0.3 億円	郵便局(約 1,900 局)	第 19 条第 3 項
	・ 放送受信契約の取次、放送受信 料の集金	N H K	153 万件	27.9 億円	郵便局(約 20,000 局)	第 19 条第 3 項
民間企業	・ 旅行小切手の販売・買取り ・ 外貨両替の販売・買取り	旅行小切手発行機関 (銀行等)	338 千件 286.2 億円	0.7 億円 (注)	郵便局(約 1,400 局)	第 19 条第 2 項第 5 号
	・ 宝くじの販売 ・ 当せん金支払	受託銀行等(みずほ 銀行)	5,308 千枚 15.7 億円 422 千枚 3.9 億円	1.0 億円	郵便局・簡易郵便局(一部)(約 1,700 局)	第 19 条第 2 項第 11 号
	・ バイク自賠責保険の販売	損害保険会社等	58,639 件	0.9 億円	簡易保険取扱郵便局(簡易郵便局 を除く)	第 19 条第 2 項第 17 号
	・ A T M・C D 提携	民間金融機関	1,843 機関 106,805 千件	167.4 億円	郵便局・簡易郵便局(一部)	第 19 条第 2 項第 14 号
				計 981.1 億円		

注： 「旅行小切手の販売・買取り、・外貨両替の販売・買取り」欄の収入は、旅行小切手の販売時に限り生じるものである。

# 民間企業との提携・連携

## 1 コンビニエンスストアとの提携

- (1) ㈱ローソン
  - ・ 全国のローソン店舗(約7,900店)にポスト設置(平成15年1月1日)
  - ・ 「ふるさと小包」の注文受付をローソン店舗において開始(平成15年12月1日)
  - ・ 全国のローソン店舗でゆうパックの取扱いを開始(平成16年11月予定)
- (2) ㈱シーアンドエス(現㈱サークルKサンクス)
  - ・ 東海4県のサークルK、サンクスの店舗内(約1,400店)にポスト設置(平成15年12月15日)
  - ・ 全国のサークルK、サンクスの店舗内(約3,300店)にポスト設置(平成16年4月1日)
- (3) ㈱エーエム・ピーエム・ジャパン、㈱デイリーヤマザキ
  - ・ am/pm(10店)、デイリーヤマザキ(16店)でゆうパックの取扱い及びポスト設置(平成16年6月1日)
  - ・ 東京都心部のam/pm(30店)に、不在で受け取れない郵便物を24時間いつでも受け取れる「フルタイムボックス」を設置(平成16年7月28日)

## 2 民間物流会社等との提携先の拡大

- (1) 民間物流会社との提携  
お客さまの物流業務(物流システム構築、在庫管理、流通加工等から輸配送等)に関する一括アウトソーシングニーズに対応。
- (2) 提携先  
19社(民間物流会社3社、民間運送会社16社)

## 3 家庭系パソコン回収システムにおける回収物のゆうパックとしての取扱い開始

個人ユーザが家庭から排出する廃棄パソコンについて、民間物流会社と協力し「ゆうパック」としての取扱いを開始。(平成15年10月1日)

## 4 郵便局等余裕スペースの試行的貸付

- (1) フラワーショップ  
山鼻郵便局(北海道)(平成15年4月1日)
- (2) ポスタルショップ(ローソン)(封筒、便せんの販売等)
  - ・ 代々木郵便局(東京都)(平成15年8月5日)
  - ・ 青葉台郵便局(神奈川県)(平成15年8月26日)
  - ・ 北海道庁赤れんが前郵便局(北海道)(平成16年8月5日)
- (3) オフィスコンビニ(文房具類販売等)  
仙台中央郵便局(宮城県)(平成15年10月1日)
- (4) 観光特産品販売店  
角館郵便局(秋田県)(平成15年10月1日)
- (5) ふるさと産品販売店  
広島東郵便局(広島県)(平成15年11月29日)
- (6) コーヒーショップ(㈱ドトールコーヒー)  
日本郵政公社本社(東京都)(平成16年3月31日)

## 5 東海キヨスク店舗への郵便ポストの設置

東京駅の日本橋口改札及び八重洲北口改札の東海キヨスク店舗にポストを設置。(平成16年1月28日)

## 6 株式会社オリエンタルランドとの提携

- (1) 通信販売事業  
オリエンタルランドが作成するオリジナル商品のカタログ「many many」を全国の郵便局で配布。(平成16年3月)
- (2) 子供向けポストサービスショップ  
オリエンタルランドの関連施設(イクスピアリ)内に、子ども向けポストサービスショップ「こども POST HOUSE」を開設。  
はがき・切手の販売、ゆうパックの取次、オリエンタルランドオリジナル商品の販売等を行う。(平成16年5月5日)

## 7 郵便局への「飲料共通自動販売機」の展開

多くの飲料メーカーとの連携により、郵便局窓口ロビー等に「飲料共通自動販売機」を設置。(平成16年3月)

新規収益事業のアイデア (順不同)

類型	業務内容		類型	業務内容		類型	業務内容	
金融	(1)	貸金庫業務	その他	(11)	コピー(カラー・モノクロ)・FAX	その他	(21)	宅配サービス(お年寄り向け食事・生活用品/育児用品)
物販	(2)	サッカーくじ(toto)の販売		(12)	はがき、名刺、シール等の印刷		(22)	介護サービス
	(3)	通信販売(通販会社との提携)		(13)	DPE・デジタルカメラプリントサービス		(23)	ケアプランナーの仲介サービス
	(4)	コンビニ経営及び商品の配達サービス		(14)	ネットオークション取引に関わる信用保証		(24)	24時間体制の託児所運営
	(5)	チケットオフィスサービス・各種金券の販売		(15)	個人輸入代行サービス		(25)	ネイルサロン
	(6)	飲食店・食品販売(パン等)		(16)	ペット短時間預かりサービス	(26)	地方公共団体の窓口の代行	
不動産	(7)	賃貸マンション・賃貸駐車場		(17)	代筆サービス(祝い袋毛筆書き他)	地域振興	(27)	地域の集会所の管理運営
旅行	(8)	旅行チケット(航空券・JR指定券等・乗船券)の販売、自宅お届けサービス		(18)	インターネットカフェ		(28)	観光地でのお土産配送
	(9)	レンタカー申し込み		(19)	クリーニング(受付及び回収・配送サービス)		(29)	都市におけるひまわりサービス
その他	(10)	広告		(20)	レンタル(育児用品等)		(30)	バス・定期券販売取り扱い

類型	業務内容	
地域振興	(31)	図書館の本貸出回収サービス
	(32)	ごみの収集サービス・粗大ごみの集荷サービス
	(33)	法律相談所
	(34)	児童虐待早期発見
	(35)	お年寄り向けの会員制御用聞きサービス
	(36)	過疎地コンビニ(注文の受注、配達)



## 主な金融仲介業

金融仲介業	根拠法	業務内容	手続き	他業務との兼業
銀行代理店 (金融機関以外の法人が営む場合)	銀行法	銀行の委託を受けて、その銀行のために行う銀行の業務の全部又は一部の代理	委託銀行の届出 (代理店は、委託銀行の完全子会社又はその銀行持株会社の子会社であること)	不可

現行の銀行代理店制度には資本規制、兼業規制等があり、窓口ネットワーク会社が銀行代理店業務を受託するには銀行法の改正が必要。

(参考) 規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(平成16年3月19日閣議決定)

4 金融関係 ア 銀行 銀行代理店に係る諸規制の緩和(金融庁)

銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。

金融仲介業	根拠法	業務内容	手続き	他業務との兼業
生命保険募集人	保険業法	生命保険会社の委託を受けて、その生命保険会社のために行う保険契約の締結の代理又は媒介	登録制	可
損害保険代理店	保険業法	損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために行う保険契約の締結の代理又は媒介	登録制	可
証券仲介業	証券取引法	証券会社等の委託を受けて、その証券会社等のために行う有価証券の売買の媒介等	登録制	可
信託契約代理店	信託業法案 (今臨時国会継続審議)	信託会社の委託を受けて、その信託会社のために行う信託契約の締結の代理又は媒介	登録制	可

## 窓口ネットワーク機能

窓口ネットワーク機能とは、多様な金融商品の販売、郵便の引受け等を通じて、郵便局への顧客に多様なサービス提供を行うための価値あるインフラとして位置付けられている。

郵政事業体本体でも、新たなサービスを郵便局窓口で提供している。なお、窓口業務を別法人として運営している国もある。(英国、オランダ)

【出典：在外公館を通じた調査結果(H16.5)等】

国名	郵政事業体名	窓口業務の運営		郵便局窓口で新たに提供を始めたサービス等の例(主に最近10年間)
		郵政事業体本体	別会社	
米	USPS (独立行政機関)	○	-	テレフォンカードの販売、メキシコ向け電子送金、包装用品販売、引越ガイドの配布
英	ロイヤルメール (特殊会社)	-	○ (ロイヤルメールの子会社)	・外貨両替、旅行保険、電話リセール(BTと提携) ・自動車保険サービス、個人ローンサービス(合弁会社(アイルランド銀行との共同出資))
独	ドイツ・ポスト (特殊会社)	○	-	携帯電話サービス、文具販売(はがき、文具等)、商業用電気契約、配送先変更・保存サービス、車両登録、住民登録の住所変更
仏	ラ・ポスト (国営的公法人)	○	-	・ラ・ポストの投信商品の資産運用(ソジェポスト) ・ラ・ポストが販売する生命保険商品の保険者(アシュールポスト) ・ラ・ポスト・グループと貯蓄金庫のCNPへの持株を一括保有(ソパシュール) ・郵便小切手口座(CCP)の資金運用(エフィポスト)
オランダ	ロイヤルTPGポスト (特殊会社)	-	○ (ポストバンクとのJV)	外貨両替、旅行保険、投資信託・有価証券の取次ぎ、保険サービス等 テレフォンカード販売、公共交通機関チケット販売、自動車免許申請等
イタリア	ポステイタリアーネ (特殊会社)	○	-	・生命保険・株式等金融商品の窓口販売、ローン機能付きクレジットカード発行 ・宅配便部門強化のため、Sda社買収 ・郵便関連サービス(宅配便受付、梱包、FAX送受信、コピー等)を行う直営店の展開
スウェーデン	スウェーデンポスト (特殊会社)	○	-	郵便業務のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等への委託(国内2,500店舗)
豪州	オーストラリアポスト (特殊会社)	○	-	物品の販売、携帯電話料金のチャージ、トラベラーズチェックの販売・換金、銀行代行サービス、現金振替、送金サービス、消費者情報提供業務、公的証明書本人確認業務、パスポート発行業務の代行
NZ	ニュージーランドポスト (特殊会社)	○	-	不明

各事業会社との受委託関係（受託料の決定方法等）をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(1) 窓口ネットワーク会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図る。</li> <li>そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託する。</li> </ul> <p>(2) 郵便事業会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の郵便事業（窓口業務は窓口ネットワーク会社に委託）に加え、広く国内外の物流事業への進出を可能にする。</li> </ul> <p>(3) 郵便貯金会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。</li> </ul>	<p>(窓口ネットワーク会社と各事業会社との受委託関係)</p> <p>郵便に加え、貯金、保険の窓口業務についても窓口会社に委託され、郵便局における郵便・貯金・保険のサービスが継続されるよう、少なくとも移行期においては、法律上、制度的な担保措置を講ずる。（例えば会社間の受委託規定、契約締結規定を置く。ただし、どの郵便局で取り扱うかは基本的に契約に委ねる）</p> <p>郵便局における貯金・保険サービスの利便性の確保が制度上明らかとなり、利用者に対する説明は容易。</p> <p>移行期に限定した措置としても、法律に受委託契約</p>	<p>貯金、保険の窓口業務の受委託は、民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる（移行期は基本的には持株会社の経営判断）。ただし、貯金・保険の窓口業務の窓口ネットワーク会社への委託の実効性を担保するため、少なくとも移行期においては国が株主として関与するほか、監視組織のモニタリングや定款変更等に係る行政の関与が必要か。</p> <p>貯金、保険の窓口業務がどこまで委託されるか法文上は明らかでなく、場合によってはサービスの継続性が確保されない。</p> <p>最終形と一貫性のある制度となり、民営化当初からの郵便貯金会社、郵</p>	

<p>(4) 郵便保険会社</p> <p>(ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う(窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託)。</li> </ul>	<p>締結を担保する措置を規定することは、貯金・保険の各会社に法律によって経営権の制限を課すこととなる。また、移行期と最終形で扱いを異にする場合、予め最終形の扱いを法文に規定する必要。</p> <p>貯金・保険サービスに対する需要(代替的なサービスの利用可能性も考慮)も考慮した窓口(郵便局)の設置基準を設定することとなる。</p>	<p>便保険会社の自由な経営に資する。</p> <p>窓口ネットワーク会社として必ず行う業務の範囲が狭くなることに伴い、窓口(郵便局)の設置基準にも影響。</p>	
	<p>なお、3事業会社が直営の窓口(支店等)を開設(営業職員を配置)することや、窓口ネットワーク会社以外の第三者に対顧客業務を委託することは認めてよいのではないか。その際、監視組織はどのように関与することとするか。</p>		

	<p>(受託料等の受委託条件)</p> <p>受託料等の条件については当事者間の利害が対立する可能性があるため、少なくとも移行期においては、主務大臣の認可、監視組織への付議等の措置を講ずる。(特に、郵便貯金会社・郵便保険会社については、株式売却後は持株会社による調整も利かなくなるため)</p>	<p>民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる。</p>	
	<p>(注)移行期と最終的な民営化時点のそれぞれで分ける考え方がある。</p>		

(参考) A案に類似した制度をとっている例としては、国鉄民営化の際の新幹線鉄道保有機構法など(別紙)などがある。

## 新幹線鉄道保有機構法（廃）（抄）

（鉄道施設の貸付け等）

第21条 機構は、その保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を、運輸省令で定めるところにより、旅客鉄道株式会社に対し有償で貸し付けなければならないものとし、当該旅客鉄道株式会社は、これを借り受けなければならないものとする。

2 機構は、前項の規定による貸付けに係る貸付料の年額及び貸付期間について、運輸省令で定めるところにより、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第1項の規定による貸付けに係る鉄道施設につき、第24条第1項の規定により大規模災害復旧工事を行う場合を除き、その維持管理を行わない。この場合には、それぞれ当該鉄道施設を借り受ける旅客鉄道株式会社がこれを行うものとする。

4 機構は、第1項の規定による貸付けに係る貸付期間が終了したときは、別に法律で定めるところにより、当該新幹線鉄道に係る鉄道施設を当該旅客鉄道株式会社に譲渡するものとする。

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（抄）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。

二～十 （略）

2 （略）

（協定）

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

（以下略）

2～5（略）

（業務実施計画）

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき（前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあっては、そのすべての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（以下略）

2～5（略）

## 高速道路株式会社法（抄）

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）

三～六（略）

2～5（略）

（協定）

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定（次項において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

- 2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

具体的な設置基準のあり方等はどうするか。

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(1) 窓口ネットワーク会社</p> <p>(イ) 窓口の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口の配置についての法律上の取り扱いは、住民のアクセスが確保されるように配置するとの趣旨の努力義務規定とし、<u>具体的な設置基準のあり方等は制度設計の中で明確化する。</u></li> <li>・ 代替的なサービスの利用可能性を考慮し、過疎地の拠点維持に配慮する一方、人口稠密地域における配置を見直す。</li> </ul>	<p>法律上、住民アクセス確保の努力義務を定めた上で、過疎地の拠点維持に配慮しつつ、具体的な設置基準(最低限担保すべき基準)は、窓口ネットワーク会社が定め、認可を受ける方式(例えば定款等)によることとする。</p> <p>【定款記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスに対する地域住民の需要に適切に対応</li> <li>・ 過疎地域を含め、いずれの市町村についても1以上の郵便局を設置</li> <li>・ 交通、地理等の条件を勘案して地域住民が容易に利用できる位置に設置</li> </ul> <p>この場合、窓口の配置について、会社の経営の自由度がより確保される。</p>	<p>A案に加え、具体的な設置基準の方向性を主務省令に定めることとする。</p> <p>この場合、窓口の配置について、政府として一定の関与が可能。</p>	



	<p>人口稠密地域における配置の見直しは経営判断事項に委ねることとしてはどうか。</p> <p>設置基準についての考え方については、上記の論点以外に、設置基準の前提となるサービスの範囲によって以下の論点がある。</p>	
	<p>「郵便局」= 郵便、貯金、保険のサービス提供拠点（他のサービスを行うかどうかは任意）と位置づけ</p> <p>郵便、貯金、保険サービスに対する需要（代替的サービスの利用可能性も考慮）に応じた郵便局の設置を制度的に担保</p>	<p>「郵便局」= 郵便のサービス提供拠点（他のサービスを行うかどうかは任意）と位置づけ</p> <p>郵便サービスに対する需要に応じた郵便局の設置を制度的に担保（それ以上どこまで設置するかは貯金・保険会社からの委託状況等を踏まえた窓口ネットワーク会社の経営判断）</p>

（参考）現在の郵便局の設置基準（日本郵政公社法第 20 条、日本郵政公社法施行規則第 2 条）

公社法施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること

郵便、郵便貯金、簡易保険の窓口サービスに対する地域住民の需要に適切に対応するものであること

いずれの市町村についても 1 以上の郵便局が設置されていること

交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用できる位置に設置されていること

# 郵便局の設置状況

郵便局数

(平成16年8月末)

普通郵便局		特定郵便局		簡易郵便局	合 計
集配局	無集配局	集配局	無集配局		
1,262局	48局	3,516局	15,413局	4,451局	24,690局
1,310局		18,929局			

集 配 局:郵便物の集配を取り扱う郵便局

無集配局:郵便物の集配業務を取り扱わない郵便局

簡易郵便局:郵便局の窓口で取り扱うべき事務を地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合又は一定の要件を備える個人などに委託し、この受託者が開設する郵便局

出所:日本郵政公社HP「支社別局種別郵便局数」を基に作成

# 都道府県別の郵便局数

管内	都道府県別	郵便局数			計	人口 (人)	面積 (平方km)	1局あたりの 人口(人)	1局あたりの 面積(平方km)
		普通郵便局	特定郵便局	簡易郵便局					
北海道	北海道	74	1,149	320	1,543	5,650,573	83,454.71	3,662.07	54.09
東北	青森	11	256	95	362	1,479,358	9,234.94	4,086.62	25.51
	岩手	15	293	132	440	1,405,060	15,278.63	3,193.32	34.72
	宮城	21	344	93	458	2,350,026	6,861.65	5,131.06	14.98
	秋田	10	263	128	401	1,173,722	11,434.22	2,926.99	28.51
	山形	13	276	112	401	1,225,990	7,394.38	3,057.33	18.44
	福島	22	412	125	559	2,116,210	13,782.75	3,785.71	24.66
	小計	92	1,844	685	2,621	9,750,366	63,986.57	3,720.09	24.41
関東	茨城	39	426	58	523	2,991,804	6,095.68	5,720.47	11.66
	栃木	22	289	50	361	2,006,717	6,408.28	5,558.77	17.75
	群馬	21	281	44	346	2,022,780	6,363.16	5,846.18	18.39
	埼玉	56	568	25	649	6,980,889	3,767.09	10,756.38	5.80
	千葉	50	643	40	733	6,001,032	4,996.18	8,186.95	6.82
	小計	188	2,207	217	2,612	20,003,222	27,630.39	7,658.20	10.58
南関東	神奈川	61	694	17	772	8,600,109	2,415.69	11,140.04	3.13
	山梨	15	186	73	274	882,678	4,201.17	3,221.45	15.33
	小計	76	880	90	1,046	9,482,787	6,616.86	9,065.76	6.33
東京	東京	114	1,395	10	1,519	12,082,143	2,102.39	7,954.01	1.38
信越	新潟	33	502	161	696	2,455,996	10,938.91	3,528.73	15.72
	長野	29	417	233	679	2,200,896	12,598.48	3,241.38	18.55
	小計	62	919	394	1,375	4,656,892	23,537.39	3,386.83	17.12
北陸	富山	20	192	85	297	1,118,661	2,801.81	3,766.54	9.43
	石川	11	244	83	338	1,175,071	4,185.39	3,476.54	12.38
	福井	10	201	36	247	824,824	4,189.01	3,339.37	16.96
	小計	41	637	204	882	3,118,556	11,176.21	3,535.78	12.67

管内	都道府県別	郵便局数			計	人口 (人)	面積 (平方km)	1局あたりの 人口(人)	1局当たりの 面積(平方km)
		普通郵便局	特定郵便局	簡易郵便局					
東海	岐 阜	24	329	103	456	2,106,917	10,209.30	4,620.43	22.39
	静 岡	37	449	120	606	3,773,140	7,328.87	6,226.30	12.09
	愛 知	68	769	99	936	7,027,499	5,123.33	7,508.01	5.47
	三 重	17	355	98	470	1,857,773	5,760.84	3,952.71	12.26
	小 計	146	1,902	420	2,468	14,765,329	28,422.34	5,982.71	11.52
近畿	滋 賀	16	213	32	261	1,353,893	3,855.08	5,187.33	14.77
	京 都	28	414	39	481	2,565,424	4,612.97	5,333.52	9.59
	大 阪	76	1,018	35	1,129	8,651,977	1,893.73	7,663.40	1.68
	兵 庫	51	789	129	969	5,566,566	8,393.34	5,744.65	4.00
	奈 良	17	224	88	329	1,439,040	3,691.09	4,373.98	11.22
	和 歌 山	14	249	54	317	1,073,434	4,725.67	3,386.23	14.91
	小 計	202	2,907	377	3,486	20,650,334	27,171.88	5,923.79	7.79
中国	鳥 取	4	143	100	247	614,650	3,507.21	2,488.46	14.20
	島 根	9	248	122	379	752,534	6,707.46	1,985.58	17.70
	岡 山	23	396	114	533	1,957,269	7,009.06	3,672.17	13.15
	広 島	31	553	121	705	2,869,555	8,477.58	4,070.29	12.02
	山 口	20	334	65	419	1,512,333	6,110.94	3,609.39	14.58
	小 計	87	1,674	522	2,283	7,706,341	31,812.25	3,375.53	13.93
四国	徳 島	10	193	36	239	823,304	4,145.46	3,444.79	17.35
	香 川	15	174	38	227	1,029,356	1,861.94	4,534.61	8.20
	愛 媛	18	299	81	398	1,496,929	5,676.76	3,761.13	14.26
	高 知	15	214	94	323	809,554	7,104.87	2,506.36	22.00
	小 計	58	880	249	1,187	4,159,143	18,789.03	3,503.91	15.83
九州	福 岡	58	656	97	811	5,010,859	4,841.85	6,178.62	5.97
	佐 賀	13	153	40	206	877,040	2,439.31	4,257.48	11.84
	長 崎	16	295	138	449	1,511,064	4,094.04	3,365.40	9.12
	熊 本	18	375	177	570	1,862,895	6,908.95	3,268.24	12.12
	大 分	16	292	94	402	1,227,107	5,804.87	3,052.50	14.44
	宮 崎	11	185	114	310	1,177,455	6,684.80	3,798.24	21.56
	鹿 児 島	24	413	282	719	1,769,932	9,132.91	2,461.66	12.70
	小 計	156	2,369	942	3,467	13,436,352	39,906.73	3,875.50	11.51
沖縄	沖 縄	14	166	21	201	1,362,128	2,273.41	6,776.76	11.31
	合 計	1,310	18,929	4,451	24,690	126,824,166	366,880.16	5,136.66	14.86

出所 郵便局数については、平成16年8月現在。日本郵政公社HPによる。

人口については、総務省自治行政局「住民基本台帳(2004年3月31日現在)」に基づく人口による。

面積については、2003年10月1日の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、境界未定となっている面積は含まず。

## 郵便局における主な業務

---

### 業務の範囲（公社法第19条）

- 郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務
- 印紙の売りさばき、恩給その他の国庫金の支払の業務
- 国債等の募集の取扱い等、外貨両替・旅行小切手の売買の業務
- 地方公共団体からの受託業務（住民票の写し等の即時交付）

等

# 現在の郵便局の設置基準

現在、過疎地を含め、全国3,132の市町村にすべて設置（平成15年度末現在）しており、公社においても、法令により、郵便局ネットワークの水準の維持を旨として、市町村に1以上の郵便局を設置すること等が義務づけられている。

## 日本郵政公社法

(郵便局)

第二十条 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。

省 令

## 日本郵政公社法施行規則

(郵便局の設置基準)

第2条 日本郵政公社(以下「公社」という。)は、日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「法」という。)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、次に掲げる基準に適合するよう郵便局を設置しなければならない。

一 法第十九条第一項第一号から第五号まで(注)に掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る役務に対する地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

注:郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び簡易生命保険に係る業務をいう。

二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。

三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

# 郵政民営化の基本方針

( 窓口の配置関係抜粋 )

## 3 . 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

### ( 1 ) 窓口ネットワーク会社

#### ( イ ) 窓口の配置等

- ・ 窓口の配置についての法律上の取り扱いは、住民のアクセスが確保されるように配置するとの趣旨の努力義務規定とし、具体的な設置基準のあり方等は制度設計の中で明確化する。
- ・ 代替的なサービスの利用可能性を考慮し、過疎地の拠点維持に配慮する一方、人口稠密地域における配置を見直す。
- ・ 窓口事業の範囲は、原則として郵便局における郵便集配業務を除く郵便、郵便貯金、郵便保険に係る対顧客業務及び上記( ア )の業務とする。